

第 4 9 1 号 （令和 8 年 7 月 5 日）

◎保険だより

- 1) 更年期障害、更年期症候群でのホルモン補充療法に際して、卵巢機能不全病名は適応外です。またエフメノカプセルの効能効果は、更年期障害及び卵巢欠落症状に対する卵胞ホルモン剤投与時の子宮内膜増殖症の発症抑制であり、エストロゲン製剤との併用なしでの単独投与は認められません。もしエストロゲン製剤が余っていてエフメノ単剤と処方した場合には、その旨コメントを記載願います。
- 2) 抗 GAD 抗体の算定に際しては、すでに糖尿病の診断が確定した患者に対し、1 型糖尿病の診断に用いた場合又は自己免疫介在性脳炎・脳症の診断に用いた場合に算定できる、とされています。ご注意ください。